

うしづま水辺の楽校における社会実験
実施計画書（案）

静 岡 市

令和5年5月

目 次

1	実施概要.....	2
1-1	実施目的.....	2
1-2	実施概要.....	3
2	社会実験内容	4
2-1	社会実験実施メニュー	4
2-2	実施場所	4
2-3	地域の合意	6
2-4	法令チェック	6
2-5	周知看板の設置	6
3	アンケートの実施.....	7
3-1	来訪者アンケート	7
3-2	イベント実施団体へのヒアリング	7
3-3	検証.....	7
4	実施計画.....	8
4-1	実施体制	8
4-2	緊急連絡先	9
4-3	開催可否の判断	10
4-4	荒天時の対応	10

1 実施概要

1-1 実施目的

「うしづま水辺の楽校」は、一級河川安倍川の河川敷において、川遊びによる体験を通して、自然環境の豊かさや大切さを子どもたちに伝えていくため、平成21年7月に開校して以降、毎年夏の期間に開催されている。

水辺の楽校の開催にあたっては、良好な水辺空間の形成と円滑な取組みの推進を図るため、地域住民、国、市が連携し、「牛妻地区かわまちづくり協議会」を設立しており、開催期間中の運営は、地元の有志で組織する「水辺の楽校世話人会」が実施している。

この、水辺の楽校世話人会は、水辺の楽校の開催期間外においても、水辺の楽校の施設や周辺の堤防、高水敷の除草、清掃等の活動を行っており、今後は、新たな魅力づくりや地域の活性化に向け、水辺空間の更なる利活用推進が期待される場所である。

今回の社会実験では、河川敷地占用許可準則第22第1項の規定による「都市・地域再生等利用区域」の指定を視野に、水辺の楽校開催期間中における新たな事業の施行運用を通して、利用状況や周辺に与える影響、水辺の楽校及び周辺エリアの魅力づくりに向けた施設運営のあり方について、調査・検討を行うことを目的とする。

また、社会実験の実施と都市・地域再生等利用区域の指定に向け、河川管理者、静岡市、地元住民で構成する「牛妻地区水辺利用調整協議会」を組成し、地域の合意を形成していく。



写真1 うしづま水辺の楽校 開催時の様子

1-2 実施概要

社会実験の実施概要は、以下のとおりとする。

(1) 対 象 地： 一級河川安倍川左岸河川敷「うしづま水辺の楽校」

(図1 対象地位置図)

(2) 実施期間： 令和5年7月17日(月)

令和5年7月23日(日)～8月27日(日)

(3) 実 施 者： 静岡市

(4) イベント： うしづま水辺の楽校世話人会

実施団体



図1 対象地位置図

2 社会実験内容

2-1 社会実験実施メニュー

社会実験では、表 1 に示すイベントの実施を予定する。

表 1 社会実験メニュー 一覧

イベント名	日程・時間	詳細	主催	場所
①売店	① 7 月 17 日 ② 8 月 11 日から 15 日のうち で 3 日間 ③ 8 月 27 日	来訪者への軽食等の販売	うしづま水 辺の楽校世 話人会	本部パーゴラ脇
②川魚のつかみ 取り体験	開校期間中 随時	管理池内に放流されたニジマスのかみ取り体験 (参加料無料)	うしづま水 辺の楽校世 話人会	小池 (いけす)
③スポンサー看板	開校期間中 随時	本部パーゴラ周辺に企業看板を設置する	うしづま水 辺の楽校世 話人会	本部パーゴラ脇

2-2 実施場所

社会実験の実施場所及び会場の詳細は、次頁に示す図 2 のとおりとする。

平面図

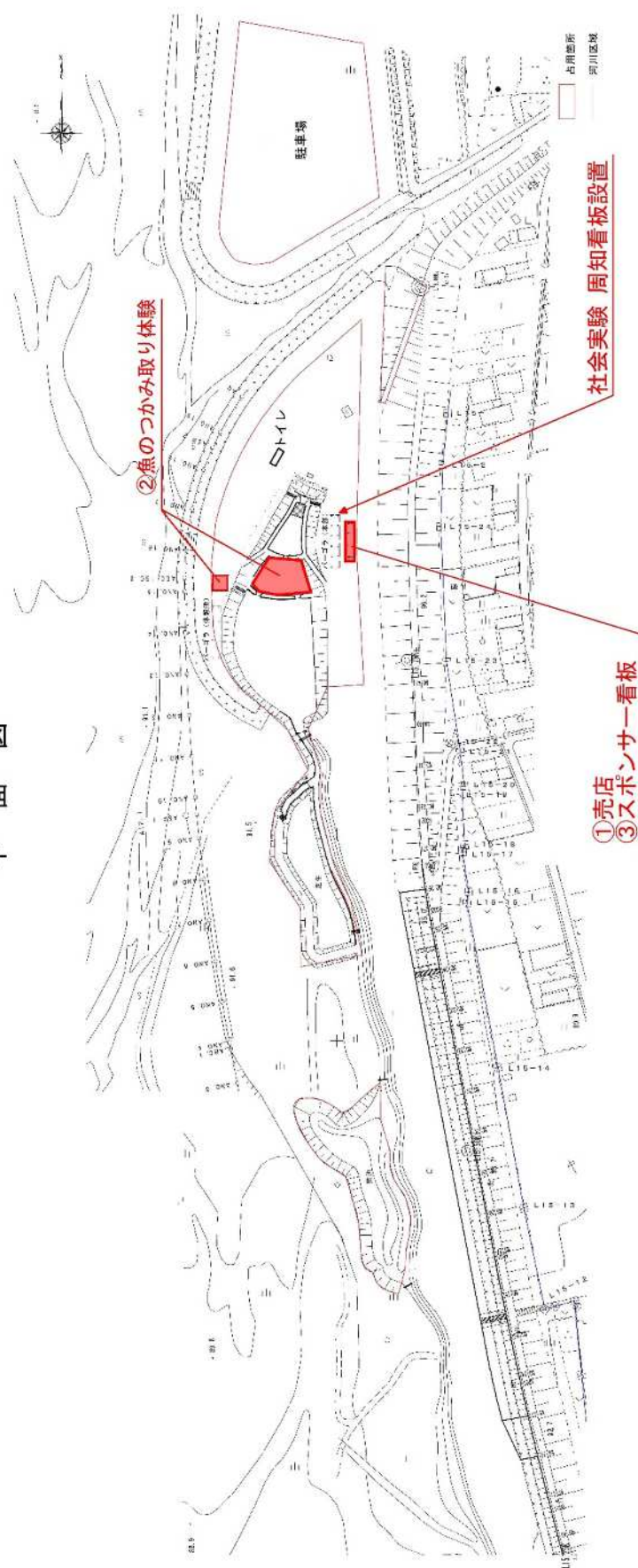


図 2 会場平面図

2-3 地域の合意

社会実験の実施にあたり、地域の合意を得るために牛妻地区水辺利用調整協議会にて、合意を得る。

2-4 法令チェック

社会実験の実施にあたり、実施者が法令手続きを遵守しているか確認を行う。

表 2 必要な申請 一覧

項目	必要な申請	法律/条令	提出先
収益事業	収益事業開始届出書	法人税法第 150 条 法人税施行規則第 65 条	静岡税務署 葵区追手町 10-88
	法人設立設置届出書	地方税法	静岡県財務事務所 駿河区有明町 2-20
			静岡市市民税課 葵区追手町 5-1 2 階
イベント	露天商営業許可	食品衛生法 食品衛生法施行条例	静岡市食品衛生課 葵区城東町 24-1 2 階
	イベント等開催届	—	
	露店等の開催届出書	消防法 静岡市火災予防条例	静岡市葵消防署 葵区追手町 6-2
	火災予防上必要な業務に関する計画提出書		
	催物開催届出書		

2-5 周知看板の設置

会場内には、社会実験の実施目的や効果検証に係るアンケートへの協力を求める旨の看板を設置し、来訪者に対して周知を行う。

3 アンケートの実施

社会実験期間中の来訪者に対してアンケートを実施し、利用状況や今後の施設運営、社会実験内容等についての意向を把握する。

また、運営側の参加者としてうしづま水辺の楽校世話人会及び地域ボランティアに対してアンケートを実施し、効果検証に活用する。

3-1 来訪者アンケート

来訪者に対面にてアンケート用紙への直接記入、または WEB による回答（電子申請フォームを利用）を依頼する。

3-2 イベント実施団体へのヒアリング等

うしづま水辺の楽校世話人会及び地域ボランティア参加者に対し、社会実験期間終了後にアンケートを配布し、回答を依頼する。また、各イベントによる収益状況をヒアリングする。

3-3 検証

来訪者アンケート及びイベント実施団体へのヒアリング結果に基づき、来訪者及び運営側参加者の満足度等の実施効果を検証する。また、今後の施設運営への要望、イベントによる収益状況、課題等について、牛妻地区水辺利用調整協議会にて報告を行う。

4 実施計画

4-1 実施体制

社会実験の実施体制は、以下に示すとおりとする。

各イベントの実施に係る経費はイベント実施団体の負担とし、社会実験に伴う占用申請、効果検証に係るアンケート等のとりまとめは、実施者において実施する。

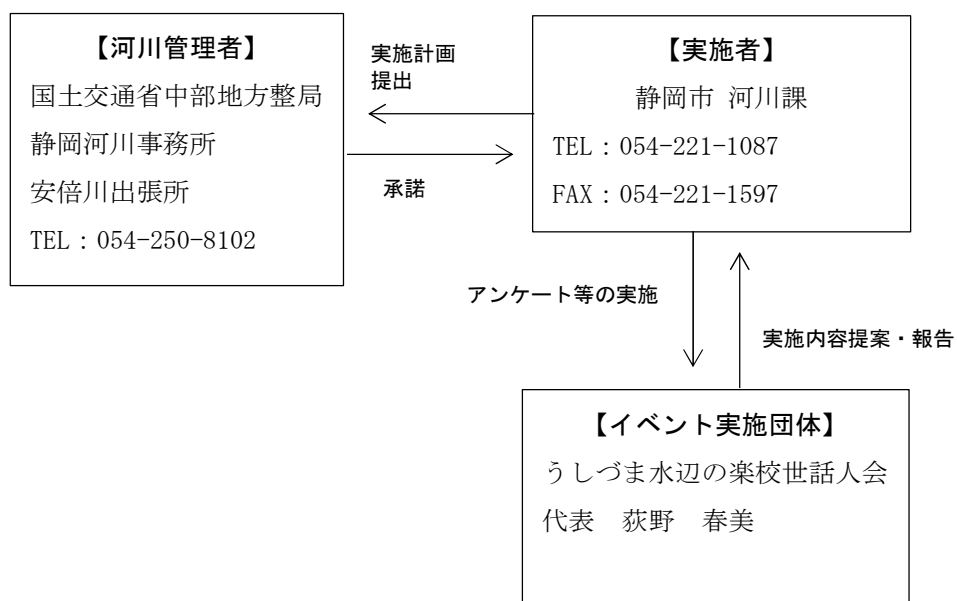
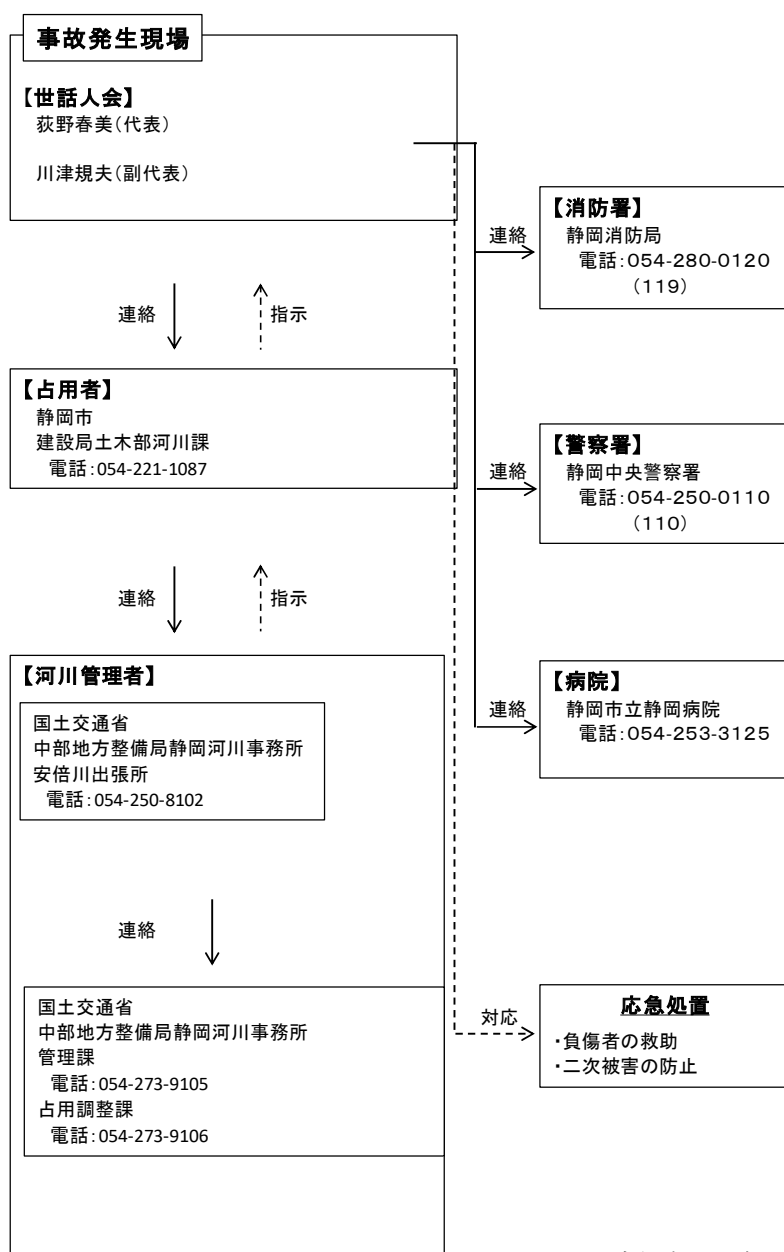


図3 実施体制図

4-2 緊急連絡先

うしづま水辺の楽校施設内において、水難事故等が発生した場合は、「図4 連絡体制図」に基づき、指示・対応等を実施するものとする。

うしづま水辺の楽校 連絡体制図(事故発生時)



令和5年4月現在

図4 連絡体制図

4-3 開催可否の判断

雨天の場合は開催を中止する。

中止の場合は、うしづま水辺の楽校公式ブログにて周知する。

<うしづま水辺の楽校公式ブログ>

<https://lovely-tomato.wixsite.com/papa007/untitled-cqqy>

4-4 荒天時の対応

安倍川水位（牛妻水位観測所）が、判断水位を越える恐れがある場合は、うしづま水辺の楽校世話人会に指示し、対象施設を安倍川河川敷から指定の搬出場所へ移動する。また、うしづま水辺の楽校世話人会より撤去完了の報告を受けた後、安倍川出張所へその旨を報告する。

- ① 対象施設 可搬式簡易トイレ N＝4基（内、1基を搬出、3基はリース会社で搬出）
看板 N＝1枚
売店設備 1式

- ② 判断水位
- | | |
|----------|----------------------------|
| 【撤去準備開始】 | 2. 20m（水防団待機推移） |
| 【撤去開始】 | 2. 60m（水防団待機水位と氾濫注意水位の中間値） |

- ③ 搬出場所 静岡市 葵区 油山993 地先
（詳細は「図5 緊急時搬出計画図」のとおり）

- ④ 連絡体制 「図4 連絡体制図」のとおり

緊急時搬出計画図

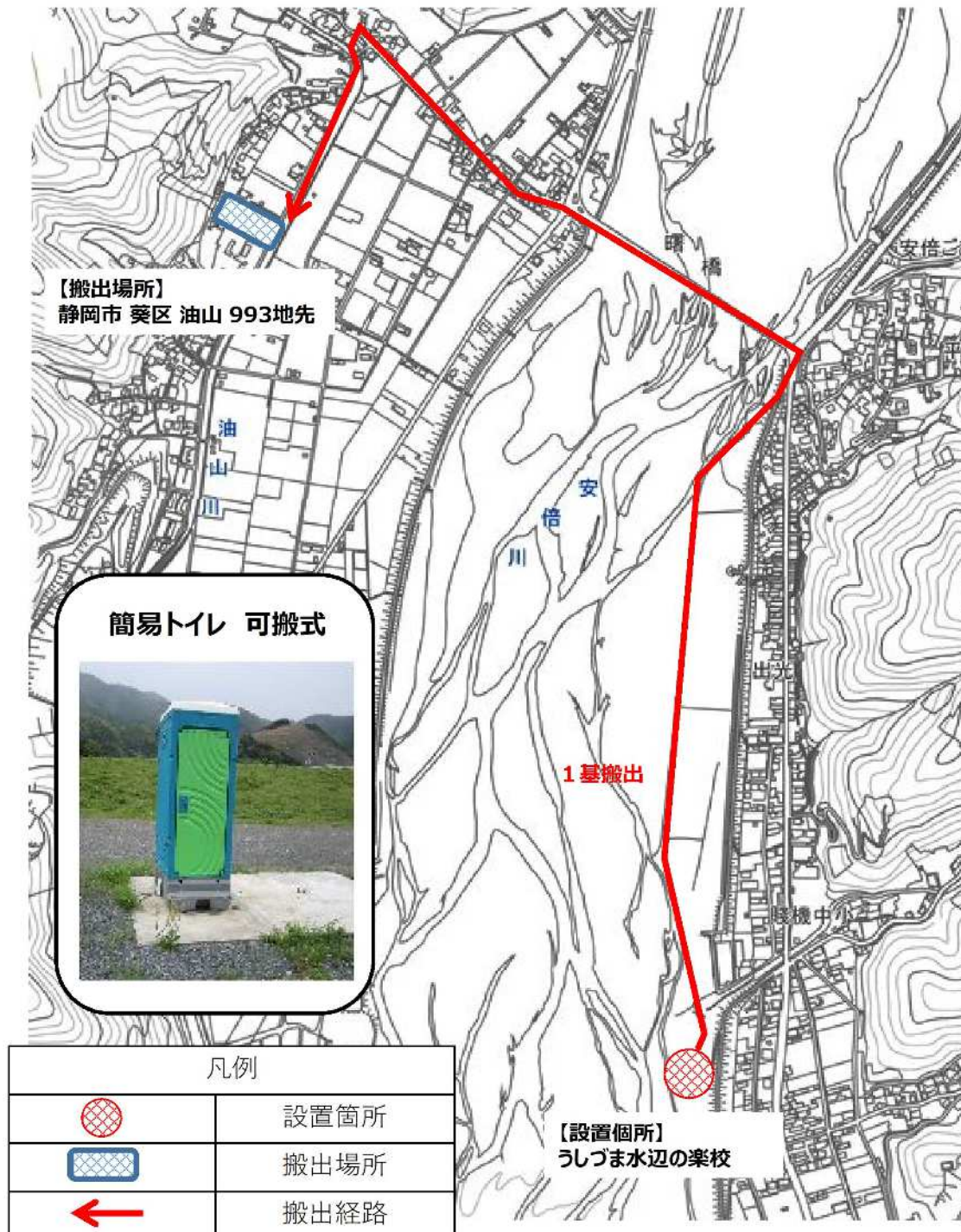


図5 緊急時搬出計画図